

## 芦屋市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例(昭和59年芦屋市条例第4号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</u></p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例(昭和59年芦屋市条例第4号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第7条の2 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 芦屋市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p>

芦屋市職員の厚生制度に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条第5項又は第26条の6第7項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(4) 兵庫県学校厚生会に加入する教職員</p> <p>(5) 市立芦屋病院に在籍する職員</p> <p>(6) その他市長が定める職員</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 互助会は、本市に常時勤務する職員、公益的法人等への芦屋市職員の派遣等に関する条例（平成14年芦屋市条例第6号）第2条第1項の規定による派遣をされた職員、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務職員のうち1週間当たりの勤務時間が31時間の者及び法第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員のうち1週間当たりの勤務時間が29時間の者（以下これらを「会員」という。）をもつて組織する。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>(1) 法第22条第5項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号に規定する臨時的任用職員</p> <p>(3) 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項に規定する臨時的任用職員</p> <p>(4) 兵庫県学校厚生会に加入する教職員</p> <p>(5) 市立芦屋病院に在籍する職員</p> <p>(6) その他市長が定める職員</p>

芦屋市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5) 職員の分限及び懲戒処分並びにサービスの状況</u></p> <p><u>(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(8) 職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p><u>(9) その他市長が必要と認める事項</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 職員の任免及び職員数に関する状況</p> <p>(2) 職員の給与の状況</p> <p>(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p><u>(4) 職員の分限及び懲戒処分並びにサービスの状況</u></p> <p><u>(5) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p><u>(6) 職員の福祉及び利益の保護の状況</u></p> <p><u>(7) 職員の競争試験及び選考の状況</u></p> <p><u>(8) その他市長が必要と認める事項</u></p>

## 芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

（配偶者同行休業の承認の申請手続）

第2条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（様式第1号）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長の申請手続）

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

（配偶者同行休業の承認の失効等に関する届出）

第4条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第8条各号に掲げる場合には、遅滞なく、配偶者同行休業状況変更届（様式第2号）によりその旨を任命権者に届け出なければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

（職務復帰）

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第2号及び第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

2 前項の規定により配偶者同行休業をしている職員が職務に復帰するときは、配偶者同行休業期間終了届（様式第3号）によりその旨を任命権者に届け出るものとする。

（補則）

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。